1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

実質赤字比率 = <u>一般会計等の実質赤字額</u> 標準財政規模

実質赤字の額 = 繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額)

実質赤字比率とは、「標準財政規模に対する、歳入総額から歳出総額を差し引い た額の割合」のことです。つまり、黒字か赤字かを判断する指標です。

2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率 = <u>連結実質赤字額</u> 標準財政規模

- ・連結実質赤字額 AとBの合計額がCとDの合計額を超える場合の当該超える額
 - A 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計の うち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - B 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金不足額の合計額
 - C 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の 合計額
 - D 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金剰余額の合計額

連結実質赤字比率は、全会計の赤字額から黒字額を引いた額(これを、連結実質 赤字額といいます)を、標準財政規模で割った比率です。

全会計といっても、一般会計、公営事業会計、公営企業会計が対象範囲となり、 民間企業でいう子会社・持ち分法適用会社などは入りません。一部事務組合、第三 セクター、地方公社、広域連合などは、この連結実質赤字比率からは対象外となっ ています。

また、この指標によって、公営事業会計・公営企業会計の運営状況がわかります。

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(地方債の元利償還金+準元利償還金) -

実質公債費比率 = (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) (3年度間の平均) 標準財政規模 — 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

- ・準元利償還金 AからEまでの合計額
 - A 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - B 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の 財源に充てたと認められるもの
 - C 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方 債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - D 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - E 一時借入金の利子

実質公債費比率は、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標 化し、資金繰りの程度を示す指標です。

4 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来 負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

将来負担額 一 (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高

将来負担比率 = 等に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模 ― 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

- ・将来負担額 AからJまでの合計額
 - A 一般会計等の地方債現在高
 - B 債務負担行為に基づく支出予定額
 - C 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - D 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - E 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見 込額
 - F 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - G 地方公共団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の 状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - H 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度 の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に 対して貸付を行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を 勘案した一般会計等の負担見込額
 - I 連結実質赤字額
 - J 組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

5 公営企業における資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

資金不足比率 = <u>資金の不足額</u> 事業の規模

〇資金不足額

• 法適用企業

(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高ー流動資産) - 解消可能資金不足額

• 法非適用企業

(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

○事業の規模

- ・ 法適用企業 営業収益の額 受託工事収益の額
- ・法非適用企業 営業収益に相当する収入の額ー受託工事収益に相当する収入の額

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの 程度あるかを示すものです。

資金不足額とは、一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計 ごとに算定した額のことをいいます。

事業規模とは、料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額の ことをいいます。